

国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 四軒在家地区地区計画の都市計画変更に伴い、新たに用途制限がされた区域について定めるとともに、他の区域について定めた項目を改正するため、条例の一部を改正するものである。

国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例案

国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 11 年 12 月国立市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 四軒在家地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

6 四軒在家地区地区整備計画区域

ア	計画地区の区分	住宅地区 A	住宅地区 B	住宅地区 D
イ	建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教	次の各号に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会	

		<p>会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p>	<p>その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(4) 工場</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
ウ	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	—	
エ	建築物の敷地面積の最低限度	110 m <sup>2</sup>	120 m <sup>2</sup>
オ	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.75 m</p> <p>ただし、敷地が水路を挟んで道路に接する場合は、水路と敷地の境界線を道路境界線とみなす。</p>	
カ	建築物等の高さの最高限度	<p>12 m</p> <p>ただし、敷地面積が200 m<sup>2</sup>未満の場合は、10 m</p>	22 m

付 則

この条例は、公布の日から施行する。